

# フクシマ社会保険労務士事務所 事務所たより

## ハローワークを通じた障害者の就職件数が増加



### ◆就職件数が9年連続で増加

厚生労働省の調査によると、平成 29 年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は9万 7,814 件で、対前年度比 4.9%の増となったとのことです。

今年 4 月の改正障害者雇用促進法の完全施行をにらみ、大企業などを中心に早くから障害者雇用が活発になっており、人材紹介会社や就労移行新事業所などへの問合せも多くなっているようです。調査結果の内容を見てみましょう。

### ◆精神障害、その他の障害で大幅な伸び

障害者全体での新規求職申込件数は 20 万 2,143 件（対前年度比 5.4%増）となり、就職件数は 9 万 7,814 件（同 4.9%増）でした。

このうち、精神障害者の新規求職申込件数は 9 万 3,701 件で、就職件数は 4 万 5,064 件（同 8.9%増）、発達障害等を含む「その他の障害者」は 1 万 2,167 件で就職件数 5,007 件（同 4.9%増）と大幅に増加しています。この理由としては、平成 30 年 4 月 1 日から、障害者雇用義務の対象として精神障害者が加わったことが大きいでしょう。

なお、「その他の障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等を保有しない人であって、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な人を指します。

### ◆産業別就職件数

産業別の就職件数では、「医療、福祉」（3 万 5,566 件、構成比 36.4%）、「製造業」（1 万 3,595 件、同 13.9%）、「卸売業、小売業」（1 万 2,412 件、同 12.7%）、「サービス業」（1 万 288 件、同 10.5%）などとなっています。障害種別に若干の違いはありますが、傾向としては同じとなっています。

### ◆ミスマッチを防ぐには

障害者の雇用については、職場環境の整備と障害のある方への適切な対応が必要です。障害者雇用率を達成するためとか、人手不足だからといった消極的な理由だけでは、雇用のミスマッチが生まれ、社内にも混乱を生むだけです。障害者を雇用する場合のほか、既存の社員が障害者となる場合もあるでしょう。労務管理に関してはある程度の障害に対する知識のほか、コミュニケーションが何より重要となります。障害者の雇用を考える場合は、主治医や産業医、社会保険労務士等の専門家に相談しながら進めましょう。

## 調査結果にみる 中小企業の人手不足等への対応

### ◆人手不足の中小企業が4年連続増加

日本商工会議所は、全国の中小企業 4,108 社を対象に実施した「人手不足等への対応に関する調査」の結果を発表しました。それによると、回答した 2,613 社のうち、1,731 社（65.1%）が「人手が不足している」と回答しており、4年連続で割合が上昇していることから、中小企業の人手不足が悪化していることが浮き彫りとなりました。

#### ◆人手不足が深刻な業種

業種別に見ると、「宿泊・飲食業」の79.1%の企業が「不足している」と回答し、次に「運輸業」(78.2%)、「建設業」(75.6%)が続きました。特に飲食業は、「求人募集を出しても人が集まらない」「採用してもすぐに辞めてしまう」など問題が深刻化しています。また、人手が不足しているが人員を充足できない理由について、採用の面では「立地する地域に求めている人材がいない」という回答が多く、これは人口減少や大都市圏への流出などによるものと考えられます。

#### ◆人材確保のために取り組んでいることは？

同調査での多様な働き方に関する取組みについての設問では、約5割の企業が「長時間労働の削減」「再雇用制度」を、約3割の企業が「年休取得の促進」「子育て・介護休暇制度」を実施していることがわかりました。それによって得られた効果として、「高齢者の活躍促進」「人材の確保(退職者の減少)、定着」「従業員のモチベーション向上」などが挙げられています。

また、外国人材の受入れについては、「受入れのニーズがある」「雇用するか検討中」と回答した企業は合わせて1,145社(42.7%)だったことから、外国人の雇用に関する関心が高いことがうかがわれます。しかし、コミュニケーションのとりづらさや文化の違い、雇用する際の手続きの煩雑さなどに課題があるようです。

#### ◆「人手不足対応アドバイザー」を全国に配置

中小企業庁は、昨年「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン」を取りまとめ、5月には地域の相談に応じる相談員「人手不足対応アドバイザー」を全国のよろず支援拠点に配置しました。各拠点の相談員は、労務管理、業務見直し等による生産性向上、職場環境の改善などの相談に応じ、対応が困難な内容についてはテレビ電話システムや出張を通じて対応するとしています。

人手不足は、業種や地域によって問題が様々ですので、専門家に相談することによって具体的な解決策が得られるかもしれません。

### 7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

#### 10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 [労働基準監督署] <前月以降に一括有期事業を開始している場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分> [郵便局または銀行]

#### 17日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

#### 31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
  - 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
  - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
  - 固定資産税・都市計画税の納付<第2期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

#### ～当事務所よりひと言～

梅雨から暑さへ向かう季節の変わり目となりました。日々の寒暖の差もあり熱中症対策を含めた体調管理には十分ご注意ください。